

平成25年(ワ)第5815号
 地位確認等請求事件
 原告 吉井 康雄
 被告 学校法人大阪経済大学 外2名

平成25年8月2日

証拠説明書(1)

大阪地方裁判所 第5民事部 4係 御中

上記被告ら3名訴訟代理人

弁護士 寺内 則 雄



号証	標 目 (原本・写しの別)		作成者	立 証 趣 旨
乙1	履 歴 書 (原告)	原本	原 告	原告の被告大学に採用されるまでの履歴の内容
乙2	大阪地方裁判所 平成17年(ヨ)第 10015号決定	原本	大阪地方 裁判所	里上教授が特任教員に採用されなかったことをめぐって地位保全の仮処分が認められなかったこと
乙3	大阪経済大学経営 学部教授会議事録 (抜粋) (2012.9.28)	原本	被告大学	平成24年9月28日開催の経営学部教授会で、被告井形は、学部長として特任教員の任用手続きにつき、カリキュラム検討委員会の意見を聞いて行うなどの説明をしていること

乙4	大阪経済大学経営 学部教授会規程	写	被告大学	特任教員の任用について教授会に 委ねられており出席教授の3分の2 以上の同意が必要であることが教授 会規程に定められていること（但 し、任用の最終決定権は理事会にあ る）
乙5	平成25年分 「退職所得の源泉 徴収票」	写	同上	原告は平成25年3月末日をもっ て定年退職し、退職金として金13 37万円の支給を受けていること

以上

乙第1号証

(専任教員)

履 歴 書

(西暦) 1996 年 12 月 2 日現在



ふりがな 氏 名		よし い けん お 吉 井 康 雄		※男・女 ◎ ◎ ◎
生年月日(西暦)			本籍	
1946 年 2 月 6 日生 (満 50 歳)			奈良 ※都道府県	
ふりがな 現住所 〒(634-) 奈良県 橿原市 地黄町 172-2				※市外局番 07442 9-1685 (加軸)
ふりがな 連絡先 (現住所以外に連絡を希望する場合のみ記入) 〒(-) 方(加軸)				
西 暦 年 月 学 歴・職 歴(項目別にまとめて書く)				
自	1964	4	大阪府立大学工学部 経営工学科	
至	1968	3	入学 卒業	
自	1968	4	松下電器産業(株) 本社資材部 (68.11~73.11)	
至	1987	1	回線橋(株) (73.11~78.12) 本社経営企画室(78.12~82.3)	
自	1979	3	(財)電気通信総合研究所 プロジェクトリーダー	
至	1982	3	現 (財)電気通信政策総合研究所 (文部省指定研究機関)	
自	1982	3	松下通信工業(株) 本部企画課課長	
至	1987	1	出向 退職	
自	1987	1	(財)電気通信総合研究所 主任研究員	
至	1990	4	現 (財)電気通信政策総合研究所(文部省指定研究機関)	
自	1989	12	奈良県立商科大学商学部の設置認可申請の際、大学設置審議会に於て大学の教員組織審査において、同学部	
自			助教授(「情報管理論」担当)として、「可」と判定された。	
自	1990	4	奈良県立商科大学 助教授	
至	1995	3	「情報管理論」, 「情報処理論」, 担当	
自	1995	4	奈良県立商科大学 教授	
至	現在		「情報管理論」, 「情報処理論」, 担当	
学 位・資 格			所 属 学 会	
取得年	月	名 称	学会名	
			電子情報通信学会 (1977)	
			情報処理学会 (1988)	
			情報通信学会 (1989)	

自 1990	10	松下通信エンジニアリング(株) 経営コンサルタント 依頼される
至 1991	3	
自 1991	4	天理大学 非常勤講師
至 1995	7	「情報科学」担当
自 1990	10	情報通信総合研究所 客員研究員
至 現在		
自 1995	7	University of Sussex, Science Policy Research Unit
至 1996	7	Visiting fellow
自		
至		
自		
至		
自		
至		
自		
至		
自		
至		
賞 励 ・ その他の事項		
1976	11	松下電器産業(株) VE社長金賞 受賞

研究業績書

(西) 1996年 12月 2日

氏名 吉井 康雄

著書・学術論文・その他				
著書 論文 の別	発行または 発表の年月	題名・書名	単著 共著	発行所・発表雑誌等単著 または発表学会・機関の 別等の名称
著書	1980.3	経済活動の情報化と電気通信	共	(財)電気通信総合研究所
著書	1981.3	情報・通信ニズ ^の 行動科学的分析と長期予測	共	(財)電気通信総合研究所
著書	1982.3	情報・通信ニズ ^の 行動科学的分析と長期予測	共	(財)電気通信総合研究所
著書	1995.3	情報のインパクトを考慮するための情報科学	単	(株)テレコム・トリビューン社
論文	1990.12	クロスインパクト分析による わが国の情報処理機器市場の動向	単	奈良県立商科大学 「研究季報」第1巻第1号
論文	1992.3	ニューメディアの受容可能性に 対する - 考察	単	奈良県立商科大学 「研究季報」第2巻第4号
論文	1992.12	地域の情報化に関する - 考察	単	奈良県立商科大学 「研究季報」第3巻 ^{第1-3} 合併号
論文	1993.12	戦略要因クロスチャートにフッマ	単	奈良県立商科大学 「研究季報」第4巻第3号
論文	1994.12	マルチメディアのインパクト	単	奈良県立商科大学 「研究季報」第5巻第3号
論文	1996.12 (予定)	将来予測のためのフジイクロスインパクトモデル	単	奈良県立商科大学 「研究季報」第7巻第3号

NO 1

著書・学術論文・その他				
著書 論文 の別	発行または 発表の年月	題名・書名	単著 共著	発行所・発表雑誌等単著 または発表学会・機関の 別等の名称
学会 発表	1989. 3	クロスインパクト分析による メディア相互間の影響	単	情報処理学会 第38回全国大会
学会 発表	1989. 5	修正クロスインパクト分析による ISDNの 普及過程に関する研究(ビジネスの分野)	単	情報通信学会 第6回大会
活動 報告	1986.12 ~1987. 9	郵政省管内データベースの構築 世界53ヶ国郵政事業、電気通信事業の データベースの構築		郵政大臣官房企画課
活動 報告	1988. 2	世界テレポート連合 オランダ総会報告書	共	世界テレポート連合 アジアテレポート協会
活動 報告	1988. 3	臨海部副都心における情報通信基盤の 整備に関する調査研究	共	(財)電気通信総合研究所
活動 報告	1988. 3	電気通信端末機器の基準認証に 関する調査	共	(財)電気通信端末機器 審査協会
活動 報告	1989. 3	地域情報化の促進等に関する アンケート調査	単	郵政省 郵政大臣官房企画課 (財)電気通信総合研究所
活動 報告	1989. 3	情報通信分野における 国際経済問題研究会報告書	共	郵政省 通信政策局 (財)電気通信政策総合研究所
活動 報告	1990. 3	電気通信のデジタル化と ISDN端末に関する調査研究	共	(財)電気通信政策総合研究所
活動 報告	1992. 2	デジタルテレホンの可能性に関する 調査研究報告書	共	(株)情報通信総合研究所
活動 報告	1992. 6	国エの均衡ある発展と 情報格差に関する研究報告書	共	(株)情報通信総合研究所
活動 報告	1994. 9	21世紀の福利厚生ビジョン	共	(株)情報通信総合研究所

著書・学術論文・その他				
著書 論文 の別	発行または 発表の年月	題名・書名	単著 共著	発行所・発表雑誌等単著 または発表学会・機関の 別等の名称
講演	1991. 9	くらしにおけるパソコン入門 パソコンの基礎 - BASICの初歩		奈良県立商科大学
講演	1992. 11	情報通信機器の今後の市場動向		奈良県立商科大学
講演	1994. 10	マルチメディアを考える		奈良県広域地場産業 振興センター
講演	1995. 2	今後の情報化社会について		奈良県社会教育センター
講演	1996. 10	英国の tourism		奈良県立商科大学

乙第2号証



平成17年(㊦)第10015号 地位保全仮処分命令申立事件

決 定



債 権 者	里 上 融 衛
同 代 理 人 弁 護 士	松 本 健 男
同	永 見 寿 実

大阪市東淀川区大隅2丁目2番8号

債 務 者	学 校 法 人 大 阪 経 済 大 学
同 代 表 者 理 事	井 阪 健 一
同 代 理 人 弁 護 士	俵 正 市
同	寺 内 則 雄
同	高 橋 英

主 文

- 1 本件申立てを却下する。
- 2 申立費用は、債権者の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 申立ての趣旨

債権者が、平成17年4月1日以降3年間、債務者人間科学部の特任教員の地位にあることを仮に定める。

第2 当事者の主張

1 争いのない事実

(1) 債務者は、大阪経済大学（以下「本件大学」という。）を設置する学校法人である。本件大学には、経済学部（第1部、第2部）、経営学部（第1部、第2部）、経営情報学部及び人間科学部がある。

そして、井阪健一（以下「井阪理事長」という。）が、債務者の理事長を務めている。

(2) 債権者は、昭和35年3月、京都大学大学院農学研究科農林経済学専攻修士課程を修了し、農林省（当時）に勤務したが、昭和44年4月に本件大学の講師に就任し、昭和47年に本件大学の助教授に、昭和54年に本件大学の教授となり、昭和57年4月から1年間は教養部長、平成9年5月から2年間は教務部長、平成14年2月から平成16年10月までは学長補佐の職にあった。

(3) 債権者は、本件大学の人間科学部に所属していたところ、平成17年3月をもって満70歳になった。

(4) 債務者においては、就業規則によって、教員の定員は満70歳であり、定年に達したときは退職と定められている。また、これとは別に、特任教員に関する規程が定められており、定年退職者について、一定の要件の下に、特任教員の資格を与えられた場合には、3年間の任期が定められている。

特任教員の任用の要件として、学長を委員長とし、経済学部、経営学部、経営情報学部及び人間科学部の4学部の部長、教務委員長、経済学研究科長並びに経営情報研究科長によって構成される特任教員推薦委員会が推薦を決定した者を、その者が所属する学部の教授会に推薦し、当該教授会は、推薦された候補者について特任教員としての任用を決定することとされている。

債権者については、平成16年10月29日、特任教員推薦委員会において、債権者を特任教員候補者として推薦するとの決定がされ、同日開催された人間科学部教授会において、債権者を特任教員として任用するとの決定がされた。

(5) 井阪理事長は、平成17年3月22日、本件大学の理事長室において、債権者に対し、「あなたをこの4月からの特任教員に任用しないこととしたので通告します。」と通告した（以下「本件不任用」という。）。)

2 債権者の主張

債権者の主張は、地位保全仮処分申立書及び各主張書面記載のとおりである

から、これらを引用するが、その骨子は以下のとおりである。

(1) 保全すべき権利関係について

ア 特任教員の任用に関しては、教授会に任用権限がある。そして、債権者については、人間科学部教授会において、特任教員としての任用が決定されており、債権者は債務者の特任教員たる地位を有する。

また、本件大学においては、満70歳の定年退職前に、所定の手続を経て、教授会が特任教員としての任用を決定した場合には、定年後も定められた任期の間、特任教員として雇用を継続するという扱いが、事実たる慣習として確立し、労働契約の内容を構成し、法的拘束力を有していた。

イ 債務者の理事会は、特任教員の任用について裁量を有していないから、前記教授会の任用決定は理事会を拘束する。本件不任用は、大学の自治や教授会の自治を否定するものであって、許されない。

また、債務者の理事会に特任教員の任用権限があるとしても、本件において、債務者の理事会は特任教員の任用に関して決定をしていない。

ウ そして、本件不任用を合理化するような点は何ら存しない。

(2) 保全の必要性について

債権者は、本件不任用により、大学行事への参加、人間科学部での授業、教育研究活動や研究室の利用もできなくなり、基本給や各種手当の支払も一切受けられなくなるおそれもある。

また、債権者の担当予定科目について、開講延期の措置がとられたため、受講希望の学生も多大の迷惑を受けている。

さらに、債権者は、特任教員たる地位を失われたことによって、その名誉・信用についても著しい損害を受けている。

3 債務者の主張

債務者の主張は、答弁書及び各主張書面記載のとおりであるから、これらを引用するが、その骨子は以下のとおりである。

(1) 保全すべき権利関係について

ア 人間科学部教授会は、債権者を特任教員候補者として選考（決定）したが、平成17年3月15日に開催された理事会において、債権者の再雇用に関して理事長に一任し、これを受けて、井阪理事長は、同月22日、債権者を特任教員に採用しないことに決定した。

そして、債権者は、就業規則第18条の定年規定によって、満70歳に達した学年の末日である平成17年3月31日をもって退職し、特任教員に採用されなかったことにより、債権者における身分を喪失した。

イ 特任教員の任用を決定するのは、債権者の理事会であって、教授会ではない。

教授会は、特任教員の任用について、理事会に対し意見を具申するためには審議決定するにすぎず、その決定は、理事会の意思決定を拘束するものではないし、私立大学においては、大学の自治の概念は、適用されることも類推適用されることもない。

また、本件大学において、定年退職した教員について特任教員として再雇用される旨の事実たる慣習は存しないし、特任教員の任用に関する教授会決定が再雇用の決定であるとする事実たる慣習も存しない。

ウ 債権者には、就労請求権はないし、債権者の研究は大学の研究室以外でも行うことができるのであって、研究という労務の提供について特別の合理的利益を有していない。

(2) 保全の必要性について

債権者には、賃金仮払いの必要性は認められないし、財産的損害以外の著しい損害も存しない。そして、債権者に就労請求権がないことに照らせば、地位保全の必要性は認められない。

また、本件大学は、債権者の担当予定であった講義について、これに対応する措置を講じている。

第3 当裁判所の判断

1 債権者は、本件において、3年間特任教員たる地位を仮に定めることを求めているが、このような仮の地位を定める仮処分命令は、争いがある権利関係について債権者に生ずる著しい損害又は急迫の危険を避けるためこれを必要とするときに発することができるものであり（民事保全法23条2項）、かかる必要性が認められなければ、保全すべき権利関係について判断するまでもなく、その申立てを却下すべきであるから、まず、保全の必要性の有無について検討する。

2 債権者は、本件不任用により、基本給や各種手当の支払が一切受けられなくなるおそれがある旨主張する。

この点、労働者にとって、賃金は、労働契約上の労働者の権利の中核をなすものということができる。しかし、本件において、債権者は、賃金の仮払いを求めているものではないし、疎明資料（乙5、6）及び審尋の全趣旨によれば、債権者は、債務者から長年にわたって高額の給与を支払われており、平成16年分については、年額1444万7000円の給与を支払われていたこと、平成17年3月31日に債務者から退職金として3771万9000円が支払われたことが認められるのであって、本件不任用によって、債権者が債務者から賃金の支払が受けられないようになることをもって、保全の必要性があるということとはできない。

3 債権者は、本件不任用により、大学行事への参加、人間科学部での授業、教育研究活動や研究室の利用ができなくなり、受講希望の学生も多大の迷惑を受けている旨主張し、債権者の陳述書（甲12、20）には、本件不任用により、①債権者担当予定の講義・科目について学生が受講できず、受講生の損失がある、②債権者の研究活動にとって研究室に置かれている大量の図書・資料は極めて重大であって、これらの図書・資料を引き続き利用する必要があり、研究、教育、論文、書籍の出版等の債権者の今後の活動にも多大の影響を与える旨の

記載がある。

この点、大学教授にとって、学生に対して講義を行うなど授業を担当することは、その学問的研究成果を発表する機会であり、その研究を深め、発展させるための重要な要素をなすものといえることができる。しかし、本件において、債権者が特任教員たる地位を有することを仮に定めたとしても、これによって当然に債権者が講義を担当することができるようになるとは認めるに足りない上、疎明資料（甲18、20、乙28、29）及び審尋の全趣旨によれば、債務者は、「今後、仮に、暫定的に教授の地位が認められましても、本学としては、授業を担当してもらうことは考えておりません」という告示を掲示しており、債権者の担当予定であった授業の一部については代替措置が講じられていることが認められ、債務者が債権者に授業を担当させる措置をとることも期待し難い。加えて、疎明資料（甲20、乙19、30、37）及び審尋の全趣旨によれば、債務者の井阪理事長は、債権者に対し、本件不任用の通告に際して、非常勤講師としてであれば勤務できる旨述べたのに対して、債権者はこれを拒絶したことが認められ、債権者がこれに応じていれば、少なくとも授業の担当は可能であったと認められる。債権者は、結局、これに応じなかったものであって、以上の点に照らせば、本件不任用によって、債権者が授業を担当することができなくなったことをもって、保全の必要性があるということとはできない。

また、本件不任用によって、学生が多量の迷惑を受けるという点についても、学生の不利益にすぎないのであって、これをもって債権者に著しい損害や急迫の危険が生じるということとはできない。

そして、本件不任用によって、債権者が、研究室に置かれている図書・資料を利用できないとする点については、疎明資料（甲16）及び審尋の全趣旨によれば、債権者が本件不任用により本件大学内の個人研究室を利用できなくなったと認められ、これは一般的には大学教授たる債権者の研究活動にとって不利益となると考えられるものの、債権者が陳述書（甲12）で自認するように、

研究活動は研究室内においてのみ行われるものではないのであって、本件不任用によって、債権者が研究室に置かれている図書・資料を利用できなくなったことをもって、保全の必要性があるということとはできない。

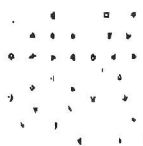
その余の点についても、本件において、債権者が主張するような活動ができなくなることによって、債権者において、具体的に著しい損害や急迫の危険が生じることを認めるに足りる疎明はなく、保全の必要性があるということとはできない。

4. さらに、債権者は、本件不任用によって、名誉・信用についても著しい損害を受けている旨主張し、債権者の陳述書（甲20）には、本件不任用により、大学の内外における信頼・信用が著しく損なわれ、著しい精神的苦痛を受けている旨の記載がある。

しかし、本件不任用は、それ自体、直ちに債権者の名誉・信用を傷つけるものということとはできないし、仮に、債権者の名誉・信用が傷つけられたとしても、そのことをもって直ちに保全の必要性を認めるには足りない。加えて、疎明資料（甲8、16、乙37）及び審尋の全趣旨によれば、債務者が本件不任用に関して第三者に知らせるような活動等を行ったのではなく、債権者自身が、本件不任用が不当であることを第三者に対して訴えていることが認められ、本件不任用により債権者の社会的評価が低下したとしても、債権者自身の行動に起因する点もあるというべきであって、以上に照らすと、本件不任用により債権者の名誉・信用が傷つけられるということをもって、保全の必要性があるということとはできない。

5. そして、ほかに保全の必要性を認めるに足りる疎明はない。
6. 以上によれば、保全すべき権利関係について判断するまでもなく、本件申立ては保全の必要性を欠くものであるから、却下することとして、主文のとおり決定する。

平成17年7月4日



大阪地方裁判所第5民事部

裁判官

下田 敦 史

乙第3号証

大阪経済大学経営学部教授会議事録 (12-10)

I. 日時 2012年9月28日(金) 13:36~15:58
 II. 場所 E館第1・2会議室
 III. 出席者 経営学部長他 計39名

出欠表

○	井形 浩治	○	東 裕一	○	栗田 聡子
○	池島 真策	○	池野 重男	○	曾根 秀一
×	伊藤 裕人	○	伊藤 正之	×	徳永 佳子
○	江島 由裕	○	黒田 尚樹	○	張 又心 Barbara
○	太田 一樹	○	田中 健吾	○	橋谷 聡一
○	北村 實	○	田村 俊之	○	福田 圭三
○	木村 俊郎	○	遠原 智文	○	松田 温郎
○	栗城 利明	○	林 幸一	×	山口 敦子
○	後藤 一郎	○	林田 修	○	横内 恵
○	鈴木 滋	○	藤澤 宏樹		
○	二宮 正司	○	藤嶋 肇		
○	樋口 克次	○	堀竹 学		
○	本田 良巳	○	本間 利道		
○	六浦 英文	○	増村 紀子		
○	吉井 康雄	○	増山 裕一		
×	渡辺 大介	○	三島 重顕		
		○	山田 文明		
		○	吉野 忠男		

【教授】16名 【准教授】18名 【講師】9名

【合計】43名 【定足数】20名

○=出席、△=遅刻(10分以上)、▲=遅刻(30分以上)、▽中途退出

出欠確認：池島副学部長

IV. 議題

1. 入試判定について
2. 教務に関する件
3. 入試に関する件
4. 学生部に関する件
5. 進路支援に関する件
6. 人事に関する件
7. カリキュラムについて
8. その他

[Redacted text block]

(7) [Redacted text]

[Redacted text]

8. その他

(1) [Redacted text]

[Redacted text block]

(2) [Redacted text]

① [Redacted text]

[Redacted text]

[Redacted text]

[Redacted text]

[Redacted text]

(3) [Redacted text]

① [Redacted text]

[Redacted text]

[Redacted text block]

② [Redacted text]

[Redacted text]

[Redacted text]

[Redacted]

(4) [Redacted]

[Redacted]

(5) [Redacted]

① [Redacted]

[Redacted]

(6) [Redacted]


[Redacted]

(7) 次年度特任教員の任用手続きについて《井形学部長》

標記について、学部長が作成すべき授業計画につきカリキュラム委員会の意見を聞いて行うことを含め、任用手続きについて説明があった。

(8) [Redacted]

[Redacted]

10月26日	確認
井形治治	

乙第4号証

大阪経済大学経営学部教授会規程

1991年7月22日制定

2012年1月20日改正

(趣旨)

第1条 この規程は、大阪経済大学学則（以下「学則」という。）第5条に基づき、経営学部教授会（以下「教授会」という。）の運営について、必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 教授会は、次の事項を審議する。

- (1) 学部の機構、組織ならびに制度に関する事項
- (2) 学則ならびに学部諸規程の制定、改廃に関する事項
- (3) 学長の選任および退任に関する事項
- (4) 教員の任免および昇降任に関する事項
- (5) 教員の互選すべき学校法人評議員候補者の選出に関する事項
- (6) 本項第3号から第5号までを除く、教員の人事に関する事項
- (7) 教授および研究に関する事項
- (8) 学科、課程、授業および学業評価に関する事項
- (9) 学生の入学、卒業、その他学生の身上に関する事項
- (10) 学生の補導、厚生に関する事項
- (11) 学長から諮問された事項
- (12) その他学部運営上重要と思われる事項

(構成員)

第3条 教授会は、経営学部所属の本学専任教員をもって構成する。

2 学部長は、必要があると認めたときは、構成員以外の職員を教授会に出席させ報告または意見を求めることができる。ただし、表決には加えない。

(招集)

第4条 教授会は、学部長がこれを招集し、その議長となる。

2 やむを得ない事情のため、学部長が欠席する場合は、学部長の指名する者が、これを代行する。

第5条 学部長は、学長または教授会員の3分の1以上の者から、会議に付すべき議題を示して会議の招集を請求された場合は、すみやかに教授会を招集しなければならない。

第6条 会議事項は、原則として開催日の3日前までにこれを公示しなければならない。

(学長の出席)

第7条 学長は、教授会に出席して意見を述べることができる。

(定足数)

第8条 教授会は、教授会員の過半数の出席がなければ開くことができない。

2 留学および事故のため引き続き3カ月以上教授会に出席できない者があるときは、教授会の議を経て、その期間その者を教授会員の員数から除外することができる。

(議決)

第9条 教授会の議事について議決する場合には、出席教授会員の過半数の同意によることを原則とするが、第2条第2号から第4号までについては、出席教授会員の3分の2以上の同意を得なければならない。

(議事録)

第10条 教授会の議事は、学部長の責任においてこれを記録し、保存するものとする。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、教授会が行う。

附則

- 1 この規程は、1991年7月22日に制定し、1992年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、1997年3月28日に改正し、1997年4月1日から施行する。
- 3 この規程は、2008年2月14日に改正し、同日から施行する。
- 4 この規程は、2012年1月20日に改正し、2012年4月1日から施行する。

乙第5号証

平成25年分 退職所得の源泉徴収票
特別徴収

支払を	住所又は居所	奈良県橿原市地蔵町172-2							
	平成25年1月1日 の住所	同上							
受ける者	フリガナ 氏名	(役職名)	〒 172-0201 吉井 康雄						
区 分		支払金額		源泉徴収税額		特別徴収税額			
						市町村民税		道府県民税	
所得税法第201条第1項第1号並びに 地方税法第50条の6第1項第1号及び 第328条の6第1項第1号適用分		千	円	千	円	千	円	千	円
		13	370 000	275	159	209	100	139	400
所得税法第201条第1項第2号並びに 地方税法第50条の6第1項第2号及び 第328条の6第1項第2号適用分									
所得税法第201条第3項並びに地方 税法第50条の6第2項及び第328条 の6第2項適用分									
退職所得控除額		勤続年数		就職年月日		退職年月日			
640 万円		16 年		平成9年4月1日		平成25年3月31日			
(摘要)									
支払者	住所(居所) 又は所在地	大阪市東淀川区大隅二丁目2番8号							
	氏名又は名称	学校法人 大阪経済大学				(電話) 06-6328-2431			

整理欄 ① _____ ② _____